

# 食品企業の商品情報の開示のあり方検討会議事概要

日時：平成21年12月25日（金）

会場：農林水産省7階共用第10会議室

時間：10:00～12:20

## 1. 委員の出欠

島委員が欠席

## 2. 概要

### (1) とりまとめに向けた意見交換

○中村座長 報告書の素案についてご意見をいただき、その後パブリックコメントにかけたいと考えている。項目立てごとに事務局が読み上げるので、ご意見をいただきたい。

### 目次

(特に意見なし)

### はじめに

(特に意見なし。)

## I 総論 -商品情報の提供のあり方について-

### 1 商品情報の提供の意義

○阿南委員 4行目「より多様な情報を求めている」という表現は、「より分かりやすい情報を求めている」という表現に改めた方がいいのではないか。

○事務局（吉松補佐） 容器包装への表示が義務付けられた情報以外の情報も求められるようになっていて、これを考慮して、「多様な」とした。「多様で分かりやすい情報」のような表現としてはいかがか。

(異論無し)

○滝田委員 「性質」という言葉は情緒的なものを表す時に使う表現。食品を表すのであれば、「特性」とか「特質」というような表現はいかがか。

○阿久澤委員 滝田委員と同じ意見である。

### 2 消費者の求める商品情報

○小笠原委員 下から3～4行目「健康への影響が生じる場合がある」とは、具体的にはどのよ

うな場合を想定しているのか。

- 事務局（吉松補佐） 例えばキシリトールのような糖アルコールを一度に大量に摂取すると下剤のような効果をもたらすことがあるとか、こんにやくゼリーの食べ方の注意書きなど、食べ方により影響のある場合を想定している。
- 宗林委員 下から3行目、「影響が生じる場合があることに注意する必要」とあるが、「影響が生じる場合があることにも注意する必要」のほうが適当ではないか。
- 熊谷委員 文章の主語が不明確である。消費者が注意する必要があるのか、書き手（検討会）が注意を喚起しているのか。主語が消費者であれば、主語を入れたほうがよい。
- 宗林委員 情報を提供する側が注意する必要があるという趣旨である。
- 中村座長 委員会が注意を喚起するということでないか。主語は委員会であればいい。
- 阿南委員 「～健康への影響が生じる場合があるので、適切な情報提供が必要である」という文章を加えてまとめてほしい。
- 滝田委員 影響が生じる場合があることを書いた次に健康や安全性に関する情報への消費者の関心は高いと考えられると、文章の順序を変えればいいのではないか。
- 阿南委員 摂取方法により健康への影響が生じる可能性があるから健康や安全性に関する情報への関心が高いというわけではない。健康や安全性に関する情報への関心が高いのは大前提としてある。それに対応して、食品情報の提供が行われている。それにもかかわらず、健康を謳った食品により、健康被害が生じている例がある。
- 中村座長 「健康への影響が生じる場合があることにも注意する必要がある」と指摘することは、本検討会としてはよいと思う。
- 事務局（吉松補佐） 「健康への影響が生じる場合があることに注意する」のは事業者、「注意する必要がある」と指摘しているのは本検討会という整理でいいと思う。阿南委員のご提案は「適切な情報提供が必要である」という結びだが、この文章の全体が適切な情報提供が必要であることを記載している。本項目は「消費者の求める商品情報」であるので、少し趣旨がずれてしまう。
- 宗林委員 「場合があることへの注意も必要である」という表現もありえる。
- 折井委員 「健康・安全性に関する情報」は食品では根源的な情報であり、その関心が社会・経済情勢に応じて多様で具体的になってくるし、一方でそのときの情勢に関わらず摂取方法により健康への影響が生じる場合があるというのが自分の感覚である。「健康・安全性に関する情報への消費者の関心が高い」という事実が二次的な位置づけとなっている文章構成に

違和感がある。「健康・安全性に関する情報への消費者の関心が高い」という事実があって、この関心が社会情勢等によって変わることもあれば、一方で摂取方法により健康に影響が生じる場合がある。という順番にすべきではないか。

○宗林委員 このままでよいと思う。1段落目で義務表示について書いてある。一方で、消費者が求める商品情報は多様であり、その中でも特に健康や安全性に関する情報への消費者の関心は高い。その情報へ注意を払うことは必要である、とセットで示している。このような論理展開は自然である。

○滝田委員 健康・安全性に関する情報は食品衛生法で定められており、根源的なもの。健康・安全性に関する情報は、法律で規定された基本的な情報の中に入るのかなと思う。

○事務局（小川課長） 事務局から提案したい。1段落目は様々な法律に基づく義務表示事項について書いている。栄養成分表示のように、健康・安全性に関する事項がすべて義務づけられているわけではないが、根源的な問題については表示が義務づけられている。2段落目「一方」以降は、その他の事象を書いている。「こうした中でも」以降は、宗林委員ご指摘のように重要な部分であるが、これまでの議論とは必ずしも続いていないので、ここで改行する。そして、「商品の特性によっては」の前に「また、」を入れる。第1段落で義務表示、第2段落でその他の事象、第3段落でまた話は戻るが義務表示に限らない話、「また」以降で注意事項を入れる、このような整理としてはいかがか。

（異論無し）

### 3 商品情報の提供手段

○清野委員 1行目の業務形態の例に、卸売業が入っていないのは不自然なので入れておくべき。

### 4 情報の正確性の確保

○小笠原委員 最終行の「提供する情報の根拠を整備して確認する必要がある」の「根拠」とは、データを指すのか、書類を指すのか。

○事務局（吉松補佐） 両方とも、根拠に含まれる。

○滝田委員 「情報の正確性の確保」とは、どのような情報の正確性の確保か。もっと具体的に書いたほうがよい。何をどのようにという部分は明示されていない。

○宗林委員 景品表示法では表示に疑義があれば、事業者が科学的根拠をもって証明する必要があるという形になっていると思う。何が正確なのかというのは、情報によってそれぞれ異なり、企業が情報提供するにあたっては自分で証明するものを持たなくてはいけないという意

味だと思う。

別の話となるが、情報の根拠を持つというのは、事業者が国民からの求めに応じて出すためという前提はあるのか。

○事務局（吉松補佐） そこまでの議論はなかったので、この文章では意図していない。第三者の認証機関あるいは政府が確認できるようにしておく、ということである。

○滝田委員 3～4行目「食品事業者は、情報提供を行うに当たっては、提供する情報の根拠を整備して確認する必要がある。」は、義務表示以外の話であると思うが、この法的根拠はあるのか。

○事務局（吉松補佐） 「4 情報の正確性の確保」全体が任意の情報提供について書いている。

○滝田委員 3～4行目は何の法律に基づいているのか。

○事務局（吉松補佐） 3～4行目の内容は法律で表示が義務付けられているわけではないが、景品表示法上の有利誤認、優良誤認の疑義があった場合は、行政側から資料の提出を求められることもある。

○阿久澤委員 この項目は、検討会の趣旨にある、事業者と消費者の信頼関係を築くためには正確な情報こそが重要という項目。検討会の趣旨をふまえた項目だと思う。

○中村座長 情報の提供の根拠が、法令により義務づけられているというわけなく、内容として整備しておいた方がいいということ。

○滝田委員 前半は「情報の正確性を確保することをめざす必要がある」といった一般的な表現にした方がよい。その前段の「関係法令を遵守し」と並びで書かれると、これから正確な情報提供を行おうとする事業者にとっては必要以上に重い表現になってしまう。

○宗林委員 景品表示法では、自主的に表示する場合は、何に基づいて表示しているか根拠を問われた時にきちんと答えられるようにしておくべきという考え方。義務でなくても表示した場合は、それに対する情報の根拠を持たないといけないということを書いているのではないのか。

○事務局（吉松補佐） 「食品事業者は提供する情報について、根拠を持って情報提供を行う必要がある」と修正してはどうか。

（異論無し）

## 5 商品情報の意味を理解する能力の向上

○阿南委員 7行目の「消費者は、こうしたコストと情報提供の関係についても理解することが

必要である」の部分だが、消費者は理解したくても理解できない。大切なのは、どういうふうにコストと情報提供の関係が説明されるのかという点である。コストについての説明が無い限り消費者は理解できない。お金がかかるから、消費者は理解しろというのでは駄目である。

○事務局（吉松補佐） 3～4行目「生産者、食品事業者、政府がそれぞれの役割に応じた取組を行う必要がある」の取組をもっと具体的に書いた方がいいということか。

○阿南委員 事業者はコストについても説明する必要がある。

○折井委員 例えば、地方意見交換会で、高価なデータベースを構築して情報提供の端末を店頭で整備しても見る人はほとんどいないという話があった。それにどれだけの対価がかかるかということも消費者も認識する必要があるということだと思う。言われていることは必要だが、事業者がどう伝えるかとなると、具体的なイメージはわからない。

○滝田委員 一方的に無制限に情報を求めるのは事業者への負担となることを消費者に認識していただき、事業者もいくらかかるかを出すという双方のやりとりが必要。消費者が、自ら求める情報が何かを精査していただければ、事業者も、そのコストを示しやすくなると思うが、業務は他との兼ね合いで対応しており、独立した経費ではないから難しい。

また、最後の2行については、意味を考えると第1段落に続けて書いたほうが自然ではないか。

○阿南委員 第2段落の最後は、「消費者がコストを理解できるような提供のあり方を事業者がすべきである」という表現としてはどうか。

○滝田委員 コストを示しても、ほとんどの消費者からは、事業者の自助努力の中で対応するよう要求される。正当なコストと理解される環境にはない。

○宗林委員 この文章を削除するか。または、例えば「事業者はコストとの関係において消費者のニーズを適切にとらえ、また、消費者はそのことについて理解する必要がある」というように並列に書いて両方のバランスをとるのはどうか。

○滝田委員 情報提供のコストに関する発言は文書に残らないことが多いので、書いたほうがよい。その場合、パブリックコメントで様々な立場の方が読むことになるので、曖昧な表現にならないほうがよい。宗林委員の発言にあったように、両者のバランスをとって書いたほうがよい。事業者がやるべきことと、消費者の理解する能力の両方を織り込む必要がある。

○事務局（吉松補佐） 「食品事業者は、コストと情報提供の関係において消費者のニーズをとらえて適切に情報を提供し、また消費者も、その関係について理解する努力が必要」との表

現としてはいかがか。

(異論無し)

○阿南委員 最終行の「政府が消費者に情報を提供する」となっているが、一方的な提供ではなく、「リスクコミュニケーションの推進」などの双方の働きを具体的な内容にして書いてほしい。

○事務局(吉松補佐) 先ほどのご指摘通り本段落を第1段落の直後に移動し、「政府が消費者とのリスクコミュニケーションを推進することが求められている。」という表現に改める。

○中村座長 リスクコミュニケーションは、政府が入らなくても成り立つものではないか。

○阿南委員 政府がリスクコミュニケーションの基盤を作るべきという趣旨である。

## Ⅱ 容器包装への表示以外の方法による多様な商品情報の提供のあり方

○熊谷委員 4ページ、「基本的な考え方を提示する」を「基本的な考え方を以下に提示する」とした方がわかりやすい。

### 1 提供する商品情報の範囲

○滝田委員 タイトルの「範囲」の意味はということか。

○事務局(吉松補佐) タイトルを「提供する商品情報の決定方法」という固い書き方でなく、やわらかい言い方にした。意味は変わらない。

### 2 情報提供の手段

○折井委員 基本的なところを確認したい。情報提供の手段の例に容器包装が記載されているが、法律での義務表示とは別として、媒体としては考え得るということか。1ページのはじめにの部分や、Ⅱの表題などで「容器包装以外の」と除外されているが、例示されているので混乱する。明確にする必要があると思う。

1ページ下から6行目「JAS法と食品衛生法による規制の対象となっている容器包装への表示という手段ではなく」の文章がどの部分にどうつながるかがわかりにくい。

○事務局(小川課長) 法律で規制しているものが容器包装への表示、それ以外は表示でないとの概念で整理して報告書に記載している。容器包装への表示とそれ以外と考えている。

○事務局(吉松補佐) 情報提供の手段の例は任意での表示であることをわかりやすくすればよいか。

○宗林委員 「Ⅱ 容器包装への表示以外の方法による多様な商品情報の提供のあり方」自体に、内容がわかるような修飾をする言葉を付ける必要がある。

○中村座長 手段の例の容器包装は、法律に基づいたものでないということか。はじめにやⅡの

くだけると見ると確かに戸惑う感じがある。例示の容器包装はいらないのでないか。

○事務局（小川課長） 修正の提案をしたい。テキスト全てを「容器包装への表示」から「容器包装への義務表示」に変える。また、4ページの情報提供の手段の例の「容器包装」を「容器包装への任意表示」と変える。

（異論無し）

○滑川委員 広告の例で、インターネット広告が文字情報による広告に分類されていることに違和感がある。画像や音声があり、テレビやラジオに近い。

また、POPは広告の扱いであり、情報としてだぶっている。POPも販売促進が主目的であることから、むしろ下に分類されるのでないか。また、販売促進が主目的であることを課題に追加してほしい。

○中村座長 新しい世界のことを検討しているので、分類がむずかしくても、工夫して例をいれた方がいい。

○事務局（吉松補佐） 大きく情報提供手段と広告とに分類しているが、この分け方でいいか。また、POPを広告に分類した方がいいか。ご意見をいただきたい。

○滑川委員 容器包装に表示されているキャッチーなものも、主目的は販売促進になるので、切り分けは難しいと思う。インターネット広告も販売促進のアピールをして、そこからリンク先で商品紹介をするように広告と商品情報の提供が繋がっている。内容の分け方であれば、POPは下に入ると思う。

○清野委員 切り分けは難しい。店頭と家の双方で見る情報と店頭だけで見る情報とに分けていと思うが、これらは販売促進と情報提供の両方を含んでいる。POPや説明は店頭で情報を得られるので、場所の区分で整理していると理解している。

○事務局（吉松補佐） ご議論のとおり、内容が重複しているところがある。この分け方の趣旨は、情報を提供するために使うことが多い手段を上「情報提供の手段の例」に入れている。POPは広告的な要素が強いことから、「広告」の分類に移すことも一案だと思う。あるいは、両方に書くこともあり得ると思う。

広告は音声情報による広告と文字情報による広告とに分けているが、インターネット広告は別枠にするということではいかがか。

○中村座長 境界線を設けることは難しい作業。多少だぶったとしても、もう一度書いてもいいと思う。

○事務局（吉松補佐） POPを広告の文字情報にも加える、インターネット広告は別枠にする

ということでしょうか。

(異論無し)

### 3 消費者の誤認を招かない情報の提供方法

○花澤委員 「容器包装への表示」についての修正をふまえるのであれば、2段落目「容器包装に表示されていない情報を記載する場合」を削除してはどうか。容器包装には、義務表示以外の情報も記載されることがありうる。

○小笠原委員 2段落目の「一定のルール」は、法令をイメージするので「一定の基準」としたほうがいい。

○熊谷委員 一定のルールをこれから作っていくという意味合いであれば、「基準を策定し、それに基づいて記載すべき」とした方がいのでないか。

○小笠原委員 8ページのまとめ、下から7行目の部分に関連すると思うが、「各法令と整合性のとれた基準を策定することが望まれる」とあることから、整合性をとって「基準」とすることがよい。

○事務局（吉松補佐） ご意見を確認したい。2段落目は、「付加情報として、加工食品の原材料の原産地や中間加工地についての情報などを提供する場合には、消費者の誤認を招かない一定の基準に基づいて記載すべきである」とする。

(異論無し)

### Ⅲ 商品購入時に容器包装の表示を見ることができない通信販売における基本的な情報の提供のあり方

○熊谷委員 Ⅱと同様に、前書きの3行目「基本的な考え方を提示する」のところに、「以下に」を追加してはどうか。

○清野委員 Ⅱの1では「提供する商品情報の範囲」としているが、この章では範囲としていない方がいいのか。

○事務局（吉松補佐） Ⅱの1では表示が義務付けられていない情報をどこまで提供するかという内容であるから、範囲とした。一方、Ⅲは表示が義務付けられている情報の提供であり、その範囲が明確であることからあえて違うタイトルとしている。

○阿南委員 Ⅲの総論ではJAS法と食品衛生法が記載されているが、通信販売では健康食品が非常に多いことから、健康増進法もきちんと書き、そこで義務付けられていることを書くべき。

## 1 提供すべき商品情報 及び 2 情報提供の手段

○宗林委員 Ⅲは非常に大事なことが書いてあるが、今まで十分に検討されなかった印象がある。また、実際のネット販売とは乖離がある。製造業者や原材料が書かれていない等、色々と問題点がある。8ページのまとめの言い方でも弱い印象だが、どれだけの覚悟があるのか。この先実現させる予定はあるのか。

○事務局（小川課長） 実態が宗林委員の御指摘のとおり問題があるのであれば、何かの取組を始めるだけでも改善となる。何かをしなくてはいけないという問題意識と、義務表示事項だけでも提供しようというメッセージを発することだけでも大きな意味がある。それを受けて行動する用意もある。

○滝田委員 2の2行目「問い合わせ先」を「問い合わせ先情報」と前の記載と並列的にした方がいい。

○小笠原委員 Ⅲの1の内容は今の実態とあまりにも乖離している。できないことを書いていると思われる恐れがあるので、「すべて」と記載するのであれば「提供するよう努めるべきである」としてはどうか。

○阿南委員 できるかできないかではなくて、すべきであると思う。変えるべきでない。

○折井委員 Ⅲの2の2段落について、なぜこういう表現になっているか教えていただきたい。

○事務局（吉松補佐） ヒアリングでネットスーパーなど色々な業務形態があること、ネットスーパーは地域のお客様を対象としていることから、細かい商品情報を書いていない業務形態があることを確認した。このような業務形態ではお客様相談窓口での提供も認めるべきという趣旨で記載した。

○折井委員 Ⅲの1でもお客様相談窓口が記載されているのに、あえて入れる意味はあるのか。

○事務局（吉松補佐） 重複しているが、提供手段の整理として必要だと考えた。この段落で業務形態に応じて提供手段を選択する必要があることを書き、下に業務形態の例を示している。

○中村座長 事業者に配慮して書いており、選択の余地を残したということ。

## 3 消費者の誤認を招かない情報の提供方法

○宗林委員 2点指摘したい。ひとつは、重ねて入れてほしい言葉になるが、「一部のウェブサイトの販売方法の実態を鑑みて、総論に書かれているとおり、景品表示法、健康増進法、薬事法などの法令を順守することが特に必要と考えられる」ということを入れていただきたい。もう一つは、テレビショッピングは入らないのか。Ⅱに入っているが、Ⅲの業務形態の

方に近いと思った。

○事務局（吉松補佐） 法令遵守の文章については、どの部分に入れるべきと考えているか。

○宗林委員 3行目「情報と一致させるべきである。」の後がいい。

○事務局（小川課長） ウェブサイトの販売方法の実態を調査していないので、報告書に「実態に鑑みて」と書くことは難しい。どういう実態調査をしたかという根拠を求められることになる。

強調して法律を繰り返して記載することは否定しないが、続けて個別の法令名が出てくるのは報告書としていかがなものかと思う。正確性の確保については、総論でしっかりと書いている。報告書として文章に残すのであれば、法令遵守を繰り返し記載することは書き過ぎに感じる。

○宗林委員 実態を鑑みてという記載は、検討会で結論が出ていないので記載しないでもいい。

通信販売は結論が出ていないが特に今後検討の必要があると思われるので、遵守する必要がある法律だけでなく、誤解を招かないためには景品表示法などの、優良誤認を招く書き方を禁止する法律についてもⅢで記載すべき。

○阿南委員 宗林委員に賛成である。ここに法令遵守について書くことに、どのような懸念があるのか。

○事務局（小川課長） 総論の記述を繰り返すと、何のために総論に書いているかが分からなくなる。宗林委員のご意見は、総論できちんと記載する。2と3は事業者が記載する際の例外を示すことが記載すべきポイントである。

○宗林委員 通信販売で今後検討すべき点として、Ⅰの4の記載をより詳細に記載するようにしてほしい。今後につなげるために必要である。

総論で書くのであればⅠの4の情報の正確性の確保の中で、「景品表示法等」に健康増進法や薬事法も記載し、テレビショッピングも含めて広告してはいけないことを明記してほしい。Ⅰの4で、景品表示法等とまとめるのであれば、Ⅲの3で、「総論で記載しているが、景品表示法などについて今度見ていかななくてははいけない」という趣旨の文章を入れてほしい。

報告書の全体の流れとしては、総論のⅠよりも、通信販売で特に触れる必要がある内容と思われるのでⅢに記載してほしい。

○事務局（吉松補佐） Ⅲの3、3行目「一致させるべきである。」の後に、「景品表示法などの関係法令を遵守して情報の正確性を確保することは重要である」という文言の挿入でよい

か。

○宗林委員 「この分野においては、総論にも記載されているとおり、景品表示法等を遵守することが特に注意すべき点だと考える」等の文章を記載してほしい。

#### まとめ

○滝田委員 政府の出す基準は、民間企業にとってどういう位置付けとなるのか。

○事務局（小川課長） 英語でいうところのスタンダード、法令用語で言えば任意規格である。

○滝田委員 景品表示法やJAS法のような扱いでなく、業界に対する判断基準を示すということか。強制でなく任意のものか。

○事務局（小川課長） 基準を使う、使わないは、各事業者の判断による。JAS法による品質表示基準は規則であり、JAS規格及びJIS規格は基準、任意の規格である。

○熊谷委員 読んでわかる注意書きがあった方が、広く国民が見る文章としていいのではないか。

○宗林委員 基準でなく、ガイドラインとしてはどうか。

○事務局（小川課長） ガイドラインという用語を使用したくないので、あえて基準としている。ガイドラインでは処罰はできないが、任意規格にすれば、騙した人間を処罰できる。

○滝田委員 パブリックコメントで、読む人によって見方が異なる可能性がある。強制的な基準と思う人や自主的な基準と思う人などがいる可能性がある。事務局が説明したことを記した方が誤解は生じない。

○中村座長 事務局の説明内容が伝わるように、修文をするということによいか。

○花澤委員 2段落目の「各法令と整合のとれた基準」は、ガイドラインに思えるが、同じ性質のものか。

○事務局（小川課長） 基準という言葉は全て同じ意味で使っている。用語は分かりやすく伝わるよう修正する。

○中村座長 最後に全体をとおして意見はあるか。

○宗林委員 Ⅲの通信販売は十分に議論できなかった。また、この分野は幅広い。今後も書いてあることを形あるものにするための検討をお願いしたい。

○花澤委員 宗林委員のご意見に関連するが、今後の検討につなげるのであれば、Ⅲの総論のなお書きの部分を改行し、「なお」を削除してはどうか。

#### (2) その他

○中村座長 本日のご意見を踏まえて修文をすることにし、その内容は座長一任としてよいか。

(委員了承)

○事務局（吉松補佐） ご意見を踏まえて報告書素案を修正し、来年1月から1か月間パブリックコメントを行う。その後、3月に次回検討会を開催することを考えている。次回検討会では、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえた更なる修正の議論、報告書のとりまとめをお願いしたい。

○中村座長 本日は閉会とする。

以上